

中国特許法(第4次改正 2021年6月1日施行)

(1984年3月12日第6期全国人民代表大会常務委員会第4回会議で採択 1992年9月4日第7期全国人民代表大会常務委員会第27回会議「中華人民共和国特許法の改正に関する決定」に基づき第1回改正 2000年8月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第17回会議「中華人民共和国特許法の改正に関する決定」に基づき第2回改正 2008年12月25日第11期全国人民代表大会常務委員会第6回会議「中華人民共和国特許法の改正に関する決定」に基づき第3回改正 2020年10月17日第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議「中華人民共和国特許法の改正に関する決定」に基づき第4回改正)

第1章 総則

第1条 特許権者の合法的権利を保護し、発明創造を奨励し、発明の創造的応用を推進し、イノベーション能力を向上させ、科学技術の進歩と経済社会の発展を促進するために、本法を制定する。

第2条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案と意匠をいう。

発明とは、製品、方法、或いはその改良に対して提出された新しい技術をいう。

実用新案とは、製品の形状、構造或いはそれらの組合せに対して提出された実用に適した新しい技術をいう。

意匠とは、製品の全体或いは部分の形状、模様或いはそれらの組合せ及び色彩と形状、模様の組合せに対してなされた美観に富み、工業的応用に適した新しい創作をいう。

第3条 国務院専利行政部門は全国の特許業務の管理責任を負い、特許出願の受理と審査を一元化し、法によりこれに特許権を与える。

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、その行政区域内の特許管理業務の責任を負う。

第4条 特許出願する発明創造が国家の安全或いは重大な利益に関連し、秘密を保持する必要がある場合、国家の関連規定に基づき手続する。

第5条 法律や公序良俗に違反する或いは公共の利益

を害する発明創造に対して、これに特許権を付与しない。

法律、行政法規の規定に違反し遺伝資源を入手或いは利用するとともに、当該遺伝資源により完成した発明創造の場合、これに特許権を付与しない。

第6条 その単位(注:会社や組織をいう)の任務を遂行し或いは主にその単位の物質的技術的条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造である。職務発明の特許を出願する権利は当該単位に帰属し、出願の認可された後は、当該単位を特許権者とする。当該単位は、法によりその職務発明創造の特許出願権及び特許権を処分し、関連する発明創造の実施及び運用を促進することができる。

非職務発明創造について、特許を出願する権利は発明者或いは創作者に帰属する。出願の認可後は、当該発明者或いは創作者を特許権者とする。

その単位の物質的技術的条件を利用して完成した発明創造に、単位と発明者或いは創作者とに契約があり、特許を出願する権利及び特許権の帰属について約定がある場合、その約定に従う。

第7条 発明者或いは創作者の非職務発明創造の特許出願に対し、いかなる単位或いは個人もこれを阻止や妨げてはならない。

第8条 2つ以上の単位或いは個人が共同で完成した発明創造であり、1つの単位或いは個人がその他の単位或いは個人から委託を受け完成した発明創造の場合、別段の合意がある場合を除き、特許を出願する権利は

完成或いは共同で完成した単位或いは個人に帰属する。出願の認可された後は、出願した単位或いは個人の特許権者とする。

第9条 同じ発明創造には1つの特許権のみ付与される。但し、同じの出願人が同日に同じの発明創造について実用新案特許出願または発明特許出願し、先に取得した実用新案特許権がまだ存続しており、かつ出願人が当該実用新案特許権を放棄する陳述をした場合、発明特許権を付与することができる。

2人以上の出願人がそれぞれ個別に同じ発明創造について特許出願した場合、これは最先の出願人に特許権を付与する。

第10条 特許出願権及び特許権は譲渡することができる。

中国の単位或いは個人が特許出願権或いは特許権を外国人、外国企業或いは外国のその他の組織に譲渡する場合、関連する法律、行政法規の規定に基づき手続を行わなければならない。

特許出願権或いは特許権を譲渡する場合、当事者は書面により契約するとともに、国務院専利行政部門に登録しなければならない。国務院専利行政部門はこれを公告する。特許出願権或いは特許権の譲渡は登録日より効力が生じる。

第11条 発明特許権及び実用新案特許権が付与された後、本法に別段の規定がある場合を除き、いかなる単位或いは個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施することはできない。すなわち、生産事業目的で、その特許製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入、或いはその特許方法を使用、及びその特許方法に基づき直接得られた製品の使用、販売の申出、販売、輸入はできない。

意匠特許権が付与された後、いかなる単位或いは個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施することはできない。すなわち、生産事業の目的でその意匠特許製品を製造、販売の申出、販売、輸入はできない。

第12条 いかなる単位或いは個人も、他人の特許を実施する場合、特許権者と実施許諾契約を締結し、特許権者に特許使用料を支払わなければならない。被許諾者はその規定に定められる以外のいかなる単位或いは個人に当該特許の実施を許諾する権利がない。

第13条 発明特許出願の公開後、出願人はその発明を実施する単位或いは個人に妥当な費用の支払いを要求することができる。

第14条 特許出願権或いは特許権の共有者は権利の行使について約定がある場合、その約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で当該特許を実施するか或いは当該特許を通常許諾の方法で他人に実施を許諾することができる。他人に当該特許の実施を許諾する場合、徴収した使用料は共有者との間で分配しなければならない。

前項に規定の情況を除き、共有の特許出願権或いは特許権を行使する場合、すべての共有者の同意を得なければならない。

第15条 特許権を付与された単位は職務発明創造の発明者或いは創作者に報奨を与えなければならない。発明創造した特許の実施後、その普及応用の範囲及び得られた経済的効果と利益に基づき、発明者或いは創作者に合理的報酬を与えなければならない。

国は特許権を付与された単位の財産権の実施を奨励し、株式、先物オプション、利益配当などの方法を講じて、発明者或いは創作者とイノベーションの利益を合理的に分けあうことを奨励する。

第16条 発明者或いは創作者は、特許書類に自ら発明者或いは創作者であると明記する権利を有する。

特許権者はその特許製品或いは当該製品の包装上に特許標識を表示する権利を有する。

第17条 中国に常駐する居所或いは営業所のない外国人、外国企業或いは外国のその他の組織が中国で特許出願する場合、その所属国と中国が締結した協定

或いは加盟する国際条約に基づき、或いは互惠主義の原則に基づき、本法に基づき手続する。

第 18 条 中国に常駐する居所或いは営業所のない外国人、外国企業或いは外国のその他の組織が中国で特許出願及びその他の特許事務を手続する場合、法により設立された特許代理機構に手続きを委任しなければならない。

中国の単位或いは個人が国内で特許出願及びその他の特許事務を手続する場合、法により設立された特許代理機構に手続きを委任することができる。

特許代理機構は、法律と行政法規を遵守し、被代理人の委任に従って特許出願或いはその他の特許事務を手続しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対して、特許出願がすでに公開或いは公告された場合を除き、秘密保持の責任を負う。特許代理機構を具体的に管理する規定は国務院により規定される。

第 19 条 中国の単位或いは個人は誰でも中国国内で完成した発明或いは実用新案を外国に特許出願する場合、事前に国務院専利行政部門による秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査の手続、期限などは国務院の規定に従って執行する。

中国の単位或いは個人は中華人民共和国が加盟する関連の国際条約に基づき特許の国際出願を提出することができる。出願人が特許の国際出願を提出する場合、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院専利行政部門は中華人民共和国が加盟する関連の国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づいて特許の国際出願を処理する。

本条第 1 項の規定に違反し外国に特許出願した発明或いは実用新案に対して、中国に特許出願した場合、これに特許権を付与しない。

第 20 条 (新設) 特許出願及び特許権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。特許権を濫用し公共の利益或いは他人の合法的権益に損害を与えてはならない。

特許権を濫用し、競争を排除或いは制限し、独占行為を構成する場合、「中華人民共和国独占禁止法(中国語:反独占法)」に基づき処分する。

第 21 条 国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観、公正、正確、迅速の需要に従い、法により関連特許出願及び申立を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は全面的かつ正確、適時良く特許情報を公開し特許情報公共サービスシステムの構築を強化し、特許情報を完全、正確、迅速に公示し、特許情報の基礎データを提供し、特許公報を定期的に出版し、特許情報の普及及び利用を促進しなければならない。

特許出願が公開或いは公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。

第 2 章 特許権付与要件

第 22 条 特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、進歩性及び実用性を具備しなければならない。

新規性とは、当該発明或いは実用新案が従来技術に属さないこと、いかなる単位或いは個人も同じ発明或いは実用新案を出願日より前に国務院専利行政部門に出願を提出しておらず、かつ出願日以後に公示された特許出願書類或いは公告された特許書類に記載されていないことをいう。

進歩性(中国語:創造性)とは、従来技術に比べて、当該発明は突出した実質的特徴及び顕著な進歩を備えること、当該実用新案は実質的特徴及び進歩があることをいう。

実用性とは、当該発明或いは実用新案を製造或いは使用することができ、かつ積極的な効果を生じることをいう。

本法にいう従来技術(中国:現有技術)とは、出願日より前に国内外で公衆に知られている技術をいう。

第 23 条 特許権を付与する意匠は、従来意匠に属さないこと、いかなる単位或いは個人も同じ意匠を出願日より前に

りに国務院専利行政部門に出願を提出しておらず、かつ出願日以後に公告された特許書類に記載されていないものでなければならない。

特許権を付与する意匠は従来意匠或いは従来意匠の特徴の組合せと比べ、明らかな差異を備えていなければならない。

特許権を付与する意匠は他人が出願日より前に先に取得した合法的権利に抵触してはならない。

本法でいう従来意匠とは、出願日より前に国内外で公衆に知られている意匠をいう。

第 24 条 特許出願した発明創造が、出願日より前 6 ヶ月以内に、以下に掲げる各号いずれかに該当する場合、新規性を喪失しない：

(1) 国に緊急事態或いは非常事態が生じたときに、公共の利益の目的のために初めて公開した場合；

(2) 中国政府が主催或いは承認した国際展覧会で初めて出展した場合；

(3) 指定された学術会議或いは技術会議で初めて発表した場合；

(4) 他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏洩した場合。

第 25 条 下記に掲げる各号には、特許権を付与しない：

(1) 科学的発見；

(2) 知的活動の法則と方法；

(3) 疾病の診断と治療方法；

(4) 動物と植物の品種；

(5) 原子核変換方法及び原子核変換方法で獲得した物質；

(6) 平面印刷物の図案、色彩或いは両者の組合せからなる主に標識の機能をする創作。

前項第(4)号の品種の生産方法については、本法の規定に基づき特許権を付与することができる。

第 3 章 特許出願

第 26 条 発明或いは実用新案の特許出願をする場合、

願書、明細書及びその要約と権利請求書(クレーム、特許請求の範囲)などの書類を提出しなければならない。

願書には、発明或いは実用新案の名称、発明者の氏名、出願人の氏名或いは名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

明細書は、発明或いは実用新案について、明瞭かつ完全に説明し、技術分野に属する技術者(当業者)が実施できなければならない。必要に応じ、付属図面がなければならない。要約は、発明或いは実用新案の技術の要点を簡潔に説明しなければならない。

権利請求書は、明細書に基づき、明瞭、簡潔に特許の保護を求める範囲を限定しなければならない。

遺伝資源に依拠して完成した発明創造の場合、出願人は出願書類に当該遺伝資源の直接の由来と原始的由来を説明しなければならない。出願人が原始的由来を記載できない場合、理由を陳述しなければならない。

第 27 条 意匠特許出願の場合、願書、当該意匠の図面或いは写真及び当該意匠の簡潔な説明などの書類を提出しなければならない。

出願人が提出した関連図面或いは写真は特許保護を求める製品の意匠を明瞭に表示していなければならない。

第 28 条 国務院専利行政部門が特許出願書類を受領した日を出願日とする。出願書類が郵送された場合、差出の消印日を出願日とする。

第 29 条 出願人は発明或いは実用新案を外国で最初に特許出願した日より 12 ヶ月以内、或いは意匠を外国で最初に特許出願した日より 6 ヶ月以内に、また中国で同一の主題の特許出願を提出した場合、当該外国と中国が締結した協定或いは共に加盟する国際条約に基づき、或いは優先権の相互承認の原則に基づき、優先権を享有することができる。

出願人は発明或いは実用新案を中国で最初に特許出願した日より 12 ヶ月以内、或いは意匠を中国で最初に特許出願した日より 6 か月以内に、国務院専利行政

部門に同一の主題の特許出願を提出した場合、優先権を享有することができる。

第30条 出願人が発明、実用新案特許の優先権を主張する場合、出願時に書面による陳述を提出するとともに、最初の出願の出願日から16か月以内に、最初に提出した特許出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が意匠特許の優先権を主張する場合、出願時に書面による陳述を提出するとともに、最初の出願の出願日から3か月以内に最初に提出した特許出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が書面による陳述を提出しない或いは期限までに特許出願書類の副本を提供しない場合、優先権を主張していないと見做す。

第31条 1つの発明或いは実用新案の特許出願は1つの発明或いは実用新案に限らなければならない。1つの発明構想に属する2つ以上の発明或いは実用新案は、1件の出願とすることができる。

1つの意匠特許出願は1つの意匠に限定しなければならない。同一の製品の2つ以上の類似する意匠、或いは同一区分に属しかつ一組として販売或いは使用される製品に用いられる2つ以上の意匠は、1件の出願とすることができる。

第32条 出願人は特許権の付与前はいつでもその特許出願を取下げることができる。

第33条 出願人は当該特許出願書類を補正することができる。但し、発明及び実用新案の特許出願書類に対する補正は原明細書と権利請求書に記載の範囲を越えてはならない。意匠特許出願書類に対する補正は原図面或いは写真に表示された範囲を越えてはならない。

第4章 特許出願の審査及び認可

第34条 国務院専利行政部門は、発明特許出願を受領後、初歩審査を経て本法の要件に合致すると認める

場合、出願日より満18ヶ月で、直ちに公開する。国務院専利行政部門は出願人の請求に基づきその出願を早期に公示することができる。

第35条 発明特許出願の出願日より3年以内に、国務院専利行政部門は出願人が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を実施することができる。出願人に正当な理由なく期間内に実体審査を請求しない場合、当該出願は直ちに取下と見做す。

国務院専利行政部門は、必要と認めるとき、自ら発明特許出願に対して実体審査を実施することができる。

第36条 発明の特許出願人が実体審査を請求したとき、出願日以前のその発明に関連する参考資料を提出しなければならない。

発明特許が既に外国で出願されている場合、国務院専利行政部門は出願人に指定期間内に当該国でのその出願の審査の検索実施での資料或いは審査結果の資料の提出するよう求めることができる。正当な理由なく期間内に提出しない場合、当該出願は直ちに取下と見做す。

第37条 国務院専利行政部門は発明特許出願に対する実体審査を実施した後、本法の規定に適合しないと認める場合、出願人に通知し、その指定する期間内に意見を陳述すること、或いはその出願に対して補正を実施することを求めなければならない。正当な理由なく期間内に答弁しない場合、当該出願は直ちに取下と見做す。

第38条 発明特許出願が出願人の意見陳述或いは補正実施を経た後、国務院専利行政部門は依然として本法の規定に適合しないと認める場合、これを拒絶しなければならない。

第39条 発明特許出願が実体審査を経て拒絶する理由がない場合、国務院専利行政部門は発明特許権を付与する決定を下し、発明特許証書を発行し、同時にこ

れを登記と公告する。発明特許権は公告日より効力を生じる。

第40条 実用新案と意匠の特許出願が初步審査を経て拒絶する理由がない場合、国務院専利行政部門は実用新案特許権或いは意匠特許権を付与する決定を下し、対応する特許証書を発行し、同時に登記と公告する。実用新案特許権と意匠特許権は公告日より効力を生じる。

第41条 国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。特許出願人が国務院専利行政部門の出願の拒絶に不服の場合、通知の受領日から3ヶ月以内に国務院専利行政部門専利復審委員会に復審(不服審判)を請求できる。国務院専利行政部門専利復審委員会は復審後、決定を下すとともに特許出願人に通知する。

特許出願人は国務院専利行政部門専利復審委員会の復審決定に不服の場合、通知受領日から3ヶ月以内に人民法院に起訴することができる。

第5章 特許権の存続期間、終了と無効

第42条 発明特許権の期間は20年、実用新案特許権及び意匠特許権の期間は10年であり、意匠特許権の期間は15年であり、いずれも出願日から起算する。

発明特許出願日から起算し満4年、かつ実体審査請求日から起算し満3年後に発明特許権が付与された場合、国務院専利行政部門は特許権者の請求に応じ、発明特許権について登録手続き中の不合理な遅延について特許権利期間の補償を与える。但し、出願人に起因する不合理な遅延は除く。

新薬の上市審査承認に占める期間を補償するため、中国で上市許可を獲得した新薬に関連する発明特許に対して、国務院特許行政部門は特許権者の請求に応じてこれに特許権利期間の補償を与える。補償期間は5年を超えず、新薬上市認可後の総有効特許期間は14年を超えない。

第43条 特許権者は特許権を付与されたその年より年金を納付しなければならない。

第44条 以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合、特許権は存続期間満了前に消滅する：

- (1) 規定に従い年金納付がない場合；
- (2) 特許権者が書面でその特許権の放棄を陳述した場合。

特許権が存続期間満了前に終了した場合、国務院専利行政部門は登記及び公告する。

第45条 国務院専利行政部門が特許権の付与を公告した日より、いかなる単位或いは個人も当該特許権の付与が本法の関連規定に合致していないと認める場合、国務院専利行政部門専利復審委員会に当該特許権無効の宣告を請求することができる。

第46条 国務院専利行政部門専利復審委員会は特許権無効の宣言の請求に対して速やかに審査と決定を下すとともに、請求人と特許権者に通知しなければならない。特許権無効の決定の宣告は、国務院専利行政部門が登記及び公告する。

国務院専利行政部門専利復審委員会の特許権無効の決定或いは特許権維持の決定に対して不服の場合、通知の受領日より3ヶ月以内に人民法院に起訴することができる。人民法院は無効宣言請求手続きの相手方当事者に第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第47条 無効が宣告された特許権は始めから存在しなかったものと見做す。

特許権無効宣言の決定は、特許権無効宣言前に人民法院が下すとともに既に執行した特許権侵害の判決、和解書、既に履行或いは強制執行された特許侵害紛争の処理決定、及び既に履行された特許権実施許諾契約と特許権譲渡契約に対して、遡及効を備えない。但し、特許権者の悪意により他人に損害を及ぼした場合、これを賠償しなければならない。

前項の規定に基づき特許権侵害賠償金、特許使用料、特許権譲渡料は、明らかに公平の原則に反する場合、全部或いは一部を返還しなければならない。

第6章 特許実施の特別許諾

第48条(新設) 国務院専利行政部門、地方人民政府の専利業務管理部門は同クラスの関係部門と連携し、特許公共サービスを強化し、特許の実施及び運用を促進しなければならない。

第49条 国有企業の事業単位による発明特許が、国家の利益或いは公共の利益に重大な意義を備えている場合、国務院の関連主管部門と省、自治区、直轄市の人民政府は、国務院の認可を得て、認可された範囲内で普及、応用するため、指定された単位に実施を許諾することができる。実施する単位は国の規定に従い特許権者に使用料を支払う。

第50条(新設) 特許権者が自ら書面を以て国務院専利行政部門にいずれの単位或いは個人にその特許の実施を許諾する意思があると陳述するとともに、許諾使用料の支払方法、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はこれを公告し、開放許諾(訳注: 公然許諾 License of Right)を実施する。実用新案、意匠特許について開放許諾の陳述を提出する場合、特許権評価報告書を提供しなければならない。

特許権者が開放許諾の撤回を陳述する場合、書面を以て提出し、そして国務院専利行政部門はこれを公告しなければならない。開放許諾の陳述の撤回が公告された場合、先に与えられた公開許諾の効力に影響を及ぼさない。

第51条(新設) いずれの単位或いは個人が特許の公開許諾を実施する意思がある場合、書面を以て特許権者に通知するとともに、公告された許諾使用料の支払方法に基づき、基準許諾使用料の支払い後、直ちに特許実施許諾を獲得することができる。

公開許諾実施期間に、特許権者が納付する特許年金には相応の減免をする。

公開許諾を実施する特許権者は被許諾者と許諾使用料について協議し、通常使用許諾を与えることができる。但し、当該特許権に独占的或いは排他的許諾を与えることはできない。

第52条(新設) 当事者に公開許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者は協議して解決する。協議をしない或いは成立しない場合、国務院専利行政部門に調停の実施を申立てる、或いは人民法院に起訴することができる。

第53条 以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合、国務院専利行政部門は実施条件を備える単位或いは個人の申立により、発明特許或いは実用新案特許の強制許諾を与えることができる:

(1) 特許権者が特許権を付与された日から3年間、かつ特許出願日から満4年に正当な理由なくその特許未実施或いは実施が不十分である場合;

(2) 特許権者が特許権を実施する行為が法により独占的行為と認定され、当該行為による競争上不利な影響を解消或いは軽減させる場合。

第54条 国家の緊急事態或いは異常な状況が発生したとき、或いは公共の利益の目的ために、国務院専利行政部門は発明特許或いは実用新案特許の強制許諾の実施をすることができる。

第55条 公共の健康を目的とし、特許権を取得した薬品について、国務院専利行政部門はそれを製造するとともに、それを中華人民共和国が加盟する関連国際条約の規定に合致する国或いは地域に輸出する強制許諾を与えることができる。

第56条 特許権を取得した発明或いは実用新案が、既に特許権を取得した発明或いは実用新案と比べて顕著な経済的に意義のある重要な技術的進歩があり、その

実施が前の発明或いは実用新案の実施に依存している場合、国務院専利行政部門は後の特許権者の申請に基づき、前の発明或いは実用新案の実施を強制許諾することができる。

前項の規定に基づき強制許諾された場合、国務院専利行政部門は前の特許権者の申請に基づき、後の発明或いは実用新案の実施も強制許諾することができる。

第 57 条 強制許諾に係る発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共の利益の目的と本法第 48 条第(2)項に規定する情況に限られる。

第 58 条 本法第 53 条第(2)項、第 55 条の規定に基づき付与された強制許諾を除き、強制許諾の実施は主に国内市場の需給のためでなければならない。

第 59 条 本法第 53 条第(1)項、第 56 条に基づき強制許諾を申請した単位或いは個人は、合理的な条件でその特許の実施許諾を特許権者に請求したが、合理的な時間内に許諾を得られなかったことを証明する書類を提出しなければならない。

第 60 条 国務院専利行政部門が強制実施許諾の決定を下す場合、速やかに特許権者に通知するとともに、これを登記と公告しなければならない。

強制実施許諾の決定をする場合、強制許諾の理由に基づき実施の範囲と期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅するとともに再び発生しないとき、国務院専利行政部門は特許権者の申請に基づき、審査を経た後に強制実施許諾を終了する決定を下さなければならない。

第 61 条 強制実施許諾を取得した単位或いは個人は独占的实施権を享有せず、かつ他人の実施を許諾する権利を有しない。

第 62 条 強制実施許諾を取得した単位或いは個人は特許権者に合理的な使用料を支払う、或いは中華人民

共和国が加盟している関連国際条約の規定に基づき使用料問題を処理しなければならない。使用料を支払う場合、その額は双方の協議による。双方が合意に達しない場合、国務院専利行政部門が裁決する。

第 63 条 特許権者が国務院専利行政部門の強制実施許諾の決定に不服の場合、特許権者と強制実施許諾を得た単位或いは個人が国務院特許行政部門による強制実施許諾の使用料に関する裁決に不服の場合、通知を受領した日から 3 ヶ月以内に人民法院に起訴することができる。

第7章 特許権の保護

第 64 条 発明或いは実用新案特許権の保護範囲はそのクレームの内容を基準とし、明細書と付属図面はクレームの内容の解釈に用いることができる。

意匠特許権の保護範囲は、図面或いは写真に表示される当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面或いは写真に表示された当該製品の意匠の解釈に用いることができる。

第 65 条 特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施し、直ちにその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者は協議し解決する。協議しない或いは協議が成立しない場合、特許権者或いは利害関係人は人民法院に起訴することができる。また専利業務管理部門に処理を申立てることができる。専利業務管理部門が処理するとき、権利侵害行為が成立すると認定した場合、権利侵害者に直ちに権利侵害行為の停止を命じることができる、当事者は不服の場合、処理通知の受領日より 15 日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づき人民法院に起訴することができる。権利侵害者が期間満了し起訴せずまた権利侵害行為を停止しない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を申立てることができる。処理を実施する専利業務管理部門は当事者の申立に基づき、特許権侵害の賠償額について調停を実施することができる。調停が成立しない場合、当

事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき、人民法院に起訴することができる。

第 66 条 特許権侵害の紛争が新製品の製造方法の発明特許に係る場合、同じ製品を製造する単位或いは個人はその製品の製造方法が特許方法と同じでないことの証明を提出しなければならない。

特許権侵害の紛争が実用新案特許或いは意匠特許に係る場合、人民法院或いは専利業務管理部門は特許権者或いは利害関係者に國務院専利行政部門が関連実用新案或いは意匠に対して調査、分析と評価し作成した特許権評価報告の提出を求め、それを審理し、特許権侵害紛争処理の証拠とすることができる。特許権者、利害関係者或いは被疑権利侵害者は自発的に上述の特許権評価報告を提出することができる。

第 67 条 特許権侵害紛争中に、被疑権利侵害者が、その実施した技術或いは意匠が従来技術或いは従来意匠であることを証明する証拠がある場合、特許権侵害を構成しない。

第 68 条 特許を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、専利法執行部門は是正を命じるとともに公告し、違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以下の罰金を科すことができる。没収した違法所得或いは違法所得額が 5 万元以下の場合、25 万元以下の罰金を科すことができる。 犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。

第 69 条 専利法執行部門は既に取得した証拠に基づき、被疑特許詐称行為に対して調査処分を実施するとき、以下に掲げる措置を講じる権利を有する：

(1)関連当事者を尋問し、被疑違法行為に関連する状況の調査；

(2)当事者の被疑違法行為の場所に対して現場検査の実施；

(3)被疑違法行為に関連する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製；

(4)被疑違法行為に関連する製品の検査；

(5)証明証拠となる特許詐称製品に対して封印或いは差押。

専利業務管理部門は特許権者或いは利害関係者の申立に応じて特許侵害紛争を処理するとき、前項(1)号、(2)号、(4)号に掲げる措置を取ることができる。

専利法執行責任部門、専利業務管理部門が法により前 2 項に規定される職権を行使するとき、当事者はこれに援助、協力しなければならない、拒否、妨害してはならない。

第 70 条 (新設) 國務院専利行政部門は、特許権者或いは利害関係者の申立により、全国的に重大な影響を与える特許侵害紛争を処理することができる。

地方人民政府の専利業務管理部門は特許権者或いは利害関係者の特許権侵害紛争の申立を処理する場合、その行政区域内で当該同一特許権の侵害事件を合併し処分することができる。区域を超えるその同一特許権の事件は上級地方人民政府の専利業務管理部門に処分を申立てることができる。

第 71 条 特許権侵害の賠償額は特許権者が権利侵害により被った実際の損失 或いは 侵害者が侵害により獲得した利益に従い確定する。権利者の損失或いは侵害者が獲得した利益の確定が困難な場合、当該特許の許諾使用料の倍数を参照し合理的に確定する。特許権の故意侵害に対して、情状が重大な場合、上記の方法で確定した金額に基づき 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。

権利者の損害、侵害者が獲得した利益と特許の実施使用料のいずれでも確定が難しい場合、人民法院は特許権の種別、侵害行為の性質と情状などの要因に基づき、3 万元以上 500 万元以下の賠償を確定することができる。

賠償金額には権利者が権利侵害行為を差止めるために支出した合理的な経費が含まれなければならない。

人民法院が賠償額を確定する場合、権利者が既に举证に尽力したが、権利侵害行為に関連する帳簿や資料が主に侵害者に掌握されている状況である場合、権利

侵害者に権利侵害行為に関連帳簿や資料の提供を命
じることができる。権利侵害者が提供しない或いは虚偽
の帳簿や資料を提供した場合、人民法院は権利者の主
張と提供した証拠を賠償額を判定する参考とすることが
できる。

第 72 条 特許権者或いは利害関係者には、他人が特
許権侵害を正に実施する或いは直ちに実施しようとして
いること、またその権利の実現を妨げる行為を証明する
証拠があり、速やかに制止させなければその合法的権
益が補いがたい損害を被るおそれがある場合、起訴前
に法により人民法院に財産保全措置、所定行為の命令
或いは所定行為の禁止措置の命令を申立てることがで
きる。

第 2 項以下削除

第 73 条 特許権利侵害行為を制止することにより、証
拠が消滅或いは後で取得が困難になる状況の場合、特
許権者或いは利害関係者は起訴前に法により人民法
院に証拠保全を申立てることができる。

第 2 項以下削除

第 74 条 特許権侵害の訴訟時効は 3 年であり、特許権
者或いは利害関係者が権利侵害行為及び権利侵害者
を知り或いは知り得た日より起算する。

発明特許出願の公開後特許権が付与されるまでの間
当該発明を実施し適切な使用料が支払われていない場
合、特許権者が使用料の支払いを求める訴訟の時効
は 3 年であり、特許権者が他人のその発明の実施を知
り或いは知り得た日より起算する。但し、特許権者が特
許権の付与日前に既に知り或いは知り得た場合、特許
権の付与日より起算する。

第 75 条 以下に掲げる各号のいずれかに該当する場
合、特許権侵害と見做さない：

(1) 特許製品或いは特許方法により直接得られる製
品において、特許権者或いはその許諾を得た単位或い
は個人に販売後、当該製品が使用、販売の申出、販売、

輸入された場合；

(2) 特許出願日以前に既に同一製品が製造され、同
一方法を使用し或いは既に製造、使用のために必要な
準備を終えたとともに、原範囲内のまま製造、使用を継
続している場合；

(3) 一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外
国の輸送手段において、その所属国と中国が締結した
協定或いは加盟する国際条約或いは互惠主義の原則
に基づき、その輸送手段自体に必要なためにその装置
と設備において関連特許を実施する場合；

(4) 専ら科学研究と実験のために関連特許を使用す
る場合；

(5) 行政審査で必要な情報を提供するため、特許医
薬品或いは特許医療装置を製造、使用、輸入する場合、
及び専ら特許医薬品或いは特許医療装置を製造、輸入
する場合。

第 76 条(新設) 医薬品上市審査承認過程において、
医薬品上市許可申請者と関連特許権者或いは利害関
係者が、登録を申請した医薬品に関連する特許権につ
いて紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に起訴
し、登録を申請した医薬品関連技術案が他人の医薬品
特許権の保護範囲に入るか否かについて判決を下すよ
う申立てることができる。国務院薬品監督管理部門は
規定の期限内に、人民法院が下し発効した判決に基づ
き関連する薬品の上市を暫定停止するか否かの決定を
下すことができる。

医薬品上市許可申請者と関連特許権者或いは利害
関係者は、登録を申請した医薬品に関する特許権紛争
について、国務院特許行政部門に行政裁決を申立てる
ことができる。

国務院薬品監督管理部門は国務院特許行政部門と
薬品の上市許可申請段階の特許権紛争解決の具体的
な連携方法を制定し、国務院の同意を得て実施する。

第 77 条 特許権者の許諾を得ずに製造、販売された
特許権侵害製品であることを知らずに、生産経営の目
的で使用、販売の申出或いは販売し、当該製品の合法

的な出所を証明できる場合、賠償責任を負わない。

第 78 条 本法第 19 条の規定に違反し外国で特許出願し、国家の秘密を漏洩した場合、所在する単位或いは上級主管機関はこれに行政処分する。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第 72 条—発明者或いは創作者の非職務発明の特許出願権及び本法に規定されるその他の権益を侵害された場合、所在する単位或いは上級主管機関が行政処分する。

第 79 条 専利業務管理部門は社会に向けて特許製品の推薦など事業活動に関与してはならない。

専利業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関或いは監察機関はその是正を命じ、影響の除去、違法収入がある場合はこれを没収する。情状が重大な場合、直接責任を負う主管職員及びその他の直

接の責任者を法により行政処分する。

第 80 条 特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関連国家機関の職員が職務怠慢、職権の濫用、私情による不正を行って犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しない場合、法により行政処分する。

第 8 章 附 則

第 81 条 国務院専利行政部門に特許出願とその他の手続を行う場合、規定に基づき手数料を納付しなければならない。

第 82 条 本決定は、1985 年 4 月 1 日より施行する。